

臨床質量分析共用プラットフォームの運営体制に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、臨床質量分析共用プラットフォーム（以下「MSPF」という。）の運営体制について、必要な事項を定めるものとする。

(運営体制)

第2条 MSPFを運営するため、MSPF外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）、MSPF運営委員会（以下「運営委員会」という。）、MSPF実務調整会議（以下「実務調整会議」という。）、MSPF事務連絡会議（以下「事務連絡会議」という。）を設置する。

(外部評価委員会)

第3条 外部評価委員会は、外部委員3名（プロテオーム研究に学識のある専門委員2名、民間機関に所属し第三者の視点から評価できる委員1名）により構成する。

- 2 外部評価委員会は委員の過半数により成立し、その議決は出席委員の過半数の同意を要する。
- 3 外部評価委員会は、MSPFの事業全体について評価する。
- 4 外部評価委員会は、評価結果を公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センターマネジメント会議に報告する。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 各機関の業務主任者
 - (2) 各機関の担当責任者
 - (3) 各機関の実施担当者
 - (4) 研究推進部長
 - (5) その他必要と認める者
- 2 運営委員会は委員の過半数により成立し、その議決は出席委員の過半数の同意を要する。
 - 3 運営委員会は、MSPFの運営上の課題について審議する。
 - 4 運営委員会は、審議結果を公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センターマネジメント会議に報告する。

(実務調整会議)

第4条 実務調整会議は、次の担当者により構成する。

- (1) 各機関の担当責任者
 - (2) 各機関の実施担当者
 - (3) その他必要と認める者
- 2 実務調整会議は、MSPFにかかる実務上の課題について検討する。

3 実務調整会議は、検討結果を運営委員会に報告する。

(事務連絡会議)

第4条 事務連絡会議は、次の担当者により構成する。

(1) 各機関の事務担当者

(2) その他必要と認める者

2 事務連絡会議は、MSPFの事務上の課題について検討する。

3 事務連絡会議は、検討結果を運営委員会に報告する。

(附則)

この内規は平成31年4月1日から適用する。